

## 環境施策に関する審議会の統合に向けた検討について

### 1 地球温暖化防止対策審議会の概要

平成23年7月施行の地球温暖化防止条例に基づき、地球温暖化防止対策に関する重要な事項について審議し、又は調査するための区長の附属機関として設置した。

(1) 第1期 平成24(2012)年3月から平成26(2014)年3月

(審議事項)

- ①地球温暖化を防止する対策に関する制度のあり方やしくみについて
- ②今後、区が地球温暖化防止対策として取り組むべき施策や事業について

(2) 第2期 平成28(2016)年9月から平成30(2018)年9月

(審議事項)

- ①第3次中野区環境基本計画アクションプログラムの施策について

### 2 審議会の統合を検討する理由

平成27(2015)年12月にパリ協定採択後、国は平成28(2016)年3月地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正を行い、地域の実情に応じた地方自治体の温暖化対策について推進する方向を示した。

このような背景のもと、第3次中野区環境基本計画(平成28年度～平成37年度)は地球温暖化対策を中心とした計画として策定した。

その後、平成30年度に気候変動適応法が施行されたことや平成31年度に東京都が「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、この戦略において気候変動の緩和策と適応策を総合的に展開することとしたことなどから、第4次中野区環境基本計画(令和3年度～令和12年度)は地域気候変動適応計画にも位置づけた総合的な計画として策定し、環境施策を総合的に推進することを考えている。

このため、今後の環境施策についての審議会は、中野区地球温暖化防止対策審議会を廃止し、その機能を中野区環境基本条例で規定している中野区環境審議会と統合し、環境施策を総合的に推進していくことを検討する。

### 3 参考 別添資料のとおり

### 4 今後の予定

令和3年3月 第1回定例会議案提出 「中野区地球温暖化防止条例の改正」

現 行

**中野区環境基本条例**  
(区の責務)  
第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し、総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。  
(1) 公害の防止に関すること。  
(2) みどり、水、土壌、大気、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。  
(3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。  
(4) 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。  
(5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。  
(6) まちの美化、良好な景観の保全に関すること。  
(7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

**中野区地球温暖化防止条例**  
(区の責務)  
第3条 区は、区民等及び事業者による地球温暖化防止対策を促進するための措置を講ずるものとする。  
2 区は、自らの事務及び事業に関し、地球温暖化防止対策を講ずるものとする

**環境審議会**  
(環境基本計画の調査審議等)  
(根拠規定)  
環境基本条例(第15条、第16条)  
環境基本法に基づく区長の附属機関  
(役割)  
中野区環境基本計画及びその他の環境の保全に関する基本的事項について調査・審議する。  
環境保全に関し、特に必要な事項について、区長に意見を述べるができる。  
(構成員)  
20人以内  
区民、事業者及び学識経験者

**地球温暖化防止対策審議会**  
(地球温暖化防止対策の調査審議等)  
(根拠規程)  
地球温暖化防止条例(第15条、第16条)  
(役割)  
地球温暖化防止対策に関する重要な事項について審議し、又は調査する。  
地球温暖化防止対策の充実を図るために特に必要な事項について、区長に意見を述べるができる。  
(構成員)  
20人以内  
地球温暖化防止対策に関して識見を有する者、地球温暖化防止対策を実施する事業者、地域における地球温暖化防止対策の促進に携わる者

改 正 後

**存 続**

環境施策の総合的な推進

**統 合**